

派遣先所属 福島県生活環境部除染対策課
氏 名 阿部 幹也 (あべ みきや)
派遣期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

1 派遣業務内容など

【業務背景と職員派遣状況】

派遣先の福島県除染対策課では、東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質について除染等の措置の推進を行っています。除染は放射線の被ばく低減のために行いますが、放射性物質を「取り除く」、「遮る」、「遠ざける」の措置が行われます。

発電所周辺の避難指示が出された地域は国が除染を実施しますが、それ以外の除染対象になる場所は市町村等が主体となって除染を実施します。除染等の措置で生じた除去土壌は近くの仮置場と呼ばれる場所で一時的に保管され、福島県内の中間貯蔵施設に輸送された後、最終的には福島県外で処分されます。

震災から5年8ヶ月が経ち、除染の作業は全盛期を過ぎました。しかし、除去土壌の中間貯蔵施設への輸送方法の検討、いままでの枠組みでは除染等の措置がされなかった場所の追加措置など、新たな課題も現れています。また、除染対策課には私以外にも滋賀県や佐賀県から職員が派遣されており、まだまだ福島県への支援の必要性を感じています。

【担当業務】

除染は市町村や県庁内の担当部局（たとえば県道であれば土木部）が主体となって実施しており、除染対策課の業務としては除染の進捗状況のとりまとめや意見の集約が多くあります。その他の業務として、除染に要する財源の確保と執行管理、発注者である市町村や県の各部局に対する技術支援や設計・積算支援、県有施設除染に係る進行管理と各種調整などが挙げられます。

私は主に除染作業中の事故報告のとりまとめをしています。前年度に埼玉県から除染対策課に派遣された職員の業務を引き継いだかたちです。このほかにも、除去土壌を保管する仮置場の調査、国が実施する除染の調査などの業務に携わっています。

また、除染作業中の労働災害や不適正除染を防ぐため、除染対策課では除染現場へのパトロールを行っています。このパトロールは環境省、厚生労働省、福島県、市町村の4者合同で実施するもので、それぞれの機関の意見を共有することで除染作業の更なる適正化を目指しています。





福島県内の仮置場

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

市町村が除染を実施している場所は、除染活動と日常生活が並存していますが、県内の多くの観光地や飲食店は賑わいをみせています。その一方で、福島第一原子力発電所周辺では立入や居住が制限されている場所が多く、生い茂る草木が人の手が届いていないことを感じさせます。しかし、このような中でも営農や医療の分野について話し合う住民懇談会が開催されたり、避難指示解除に向けた準備宿泊が実施されており、震災以前の生活に向けた取組が着実に進んでいます。



帰還困難区域への立入を制限するゲート